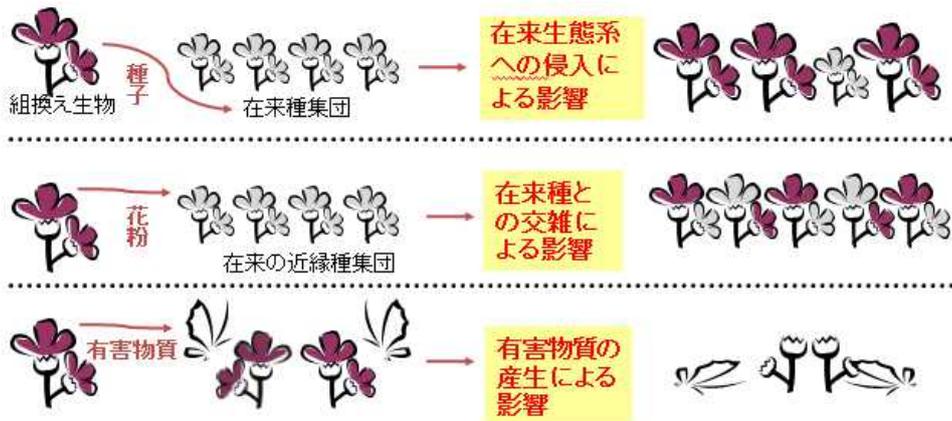


- **遺伝子組換え生物**（例：農作物、微生物、ウイルス）による**生物多様性への悪影響を防止**するための措置として、締約国に対し主に以下の措置の実施を求めている。
 - ・ 遺伝子組換え生物の輸出入に係る事前通告及び同意の手続
 - ・ 輸入時等における遺伝子組換え生物によるリスクの評価及び締約国内におけるリスクの管理
- 平成15年9月発効。我が国は平成15年11月に締結。
- 我が国は、同議定書の担保法として、**遺伝子組換え生物を作成又は輸入して使用・栽培等する場合の事前承認制度**等を中心とする**カルタヘナ法**を平成15年に制定。

[参考] 遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の例



名古屋・クアラルンプール補足議定書について

- **カルタヘナ議定書の補足議定書**。カルタヘナ議定書第5回締約国会合（平成22年10月：名古屋）において採択。
- 国境を越えて移動する**遺伝子組換え生物**により**損害（生物多様性への著しい悪影響）**が生ずる場合に、**管理者（遺伝子組換え生物の使用者等）に対応措置（生物多様性の復元等）をとること等を要求する旨を規定**。
- 現在のところ未発効。ただし、現在までに36か国及びEUが締結しており、**近い将来に発効する可能性**がある（発効要件は40か国の締結）。
- 我が国では締結に必要な**国内措置を関係省庁間で検討中**（平成24年3月に署名済）。

[参考] 「対応措置」（復元、緩和）の例 ※現行法で対応可能な行為も含む

